エステティックサロン認証　申請書類　提出確認表

以下は、事業者単位にてご提出ください。（複数の認証サロンを運営している事業者でも各一部の提出で結構です。）

申　請　書　類　提出書類を封筒に入れたらチェック✓　必ず募集要項・運用規程等で確認しながら提出してください。

チェック欄	提　出　書　類
	①　エステティックサロン認証申請書類　提出書類確認表（当書面）
	②　エステティックサロン認証受審申請書…※定型書式 ・サロン見取り図と施術を行う場所の写真、サロン入口付近の写真を添付してください。（写真は裏面に　サロン名を記入してください）　・複数のサロンを申請する場合は「申請サロンリスト」を添付してください。
	③　エステティックサロン認証申請誓約書…※定型書式　申請書類　③-1 継続型又は③-2 非継続型
	④　施術内容に関する誓約書…※定型書式
	⑤　発行後3ヶ月以内の法人登記簿謄本（個人経営の場合は代表者の住民票）※法務局等でお取り寄せください。
	⑥　契約時に消費者に渡す資料1式　※会社案内・会社概要（WEB のコピー可）・化粧品、商品カタログ等
	⑦　国民生活センター宛の PIO-NET 情報開示申請書…※定型書式 PIO-NET（パイオネット）とは、国民生活センターのホストコンピュータと全国の消費生活センターの端末を結び、消費者からの苦情・相談を集計分析し、提供するシステムです。
	⑧-1 自社消費生活相談情報の提供についての同意書…⑧-1※定型書式 ⑧-2 直近 1 年間の相談件数に関する報告書…⑧-2※定型書式 ⑧-3 相談内容に関する報告書…⑧-3※定型書式
	⑨　広告物（チラシ、フリーペーパー、ホームページ等）の直近3種類
NEW	⑩　施術用顧客記録カード一式（コースカルテ）の記載済み書類コピーを 1 式 （個人情報部分はマスキング済のもの）　注意　初回来店時のアンケートではありません。
	⑪　概要書面及び契約書　【継続型のみ】※解説を参照に提出してください。 未使用の書類 1 組と記入済み書類のコピー1 組を各 1 部づつ提出してください。 ※記入済み書面の約款面も含めてコピーし提出ください。（個人情報部分はマスキング済のもの）
	⑫　契約の際、消費者に交付する説明確認等の書類（説明交付確認書）【継続型のみ】※サンプル書式
	⑬　経営者・管理者講習会受講修了証明証のコピー
NEW	⑭　メニュー表のコピー　＜施術コース、関連商品一覧（推奨商品も含む）＞
	⑮　エステティック資格確認表（当機構が認証した試験制度の合格証を保持している確認） ※申請月の 1 日現在の情報…※定型書式　　★脱毛専用サロンは任意です。

美容ライト脱毛実施サロンのみ提出　提出書類を封筒に入れたらチェック✓

	脱①　美容ライト脱毛実施サロン誓約書…※定型書式
	脱②　美容ライト脱毛技術者名簿…※定型書式
	脱③　美容ライト脱毛に使用する機器の取り扱い説明書　◎機器メーカー取り寄せ
	脱④　使用する機器メーカー所有の「エステティック機器認証書」のコピー又は日本エステティック振興協議会発行「美容ライト脱毛適合審査証明書」コピー　◎機器メーカー取り寄せ
	脱⑤　エステ保険チェックシート…※定型書式
	脱⑥　美容ライト脱毛注意事項・施術確認書…※定型書式
	脱⑦　使用する美容ライト脱毛機の正面写真及び認証シール及び適合シールのアップの写真

確認日：　　年　　月　　日　申請事業者名：　　担当者名：

送付先　特定非営利活動法人　日本エステティック機構　申請受付係　〒102-0082　東京都千代田区一番町 25-2JCII ビル 5F

2018.10 改訂

⑪ 概要書面及び契約書 【継続型のみ】の解説　以下の①と②の書類を提出して下さい。

①未使用の書類１組とはお客様渡す前の準備された状態の事です。黄色枠の箇所は必ず記載してください。

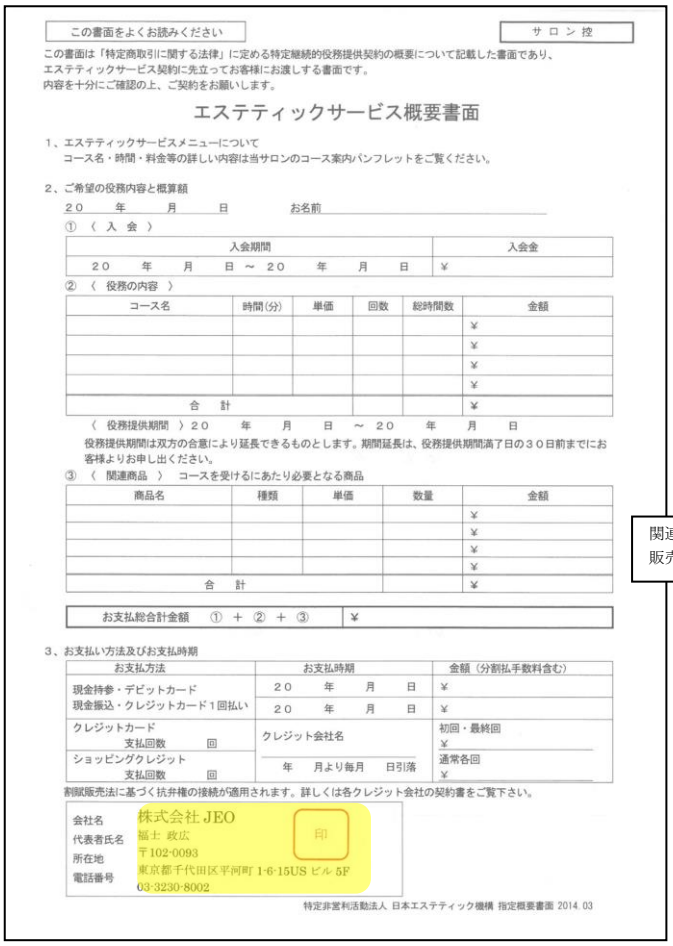

この書面をよくお読みください　　サ ロ ン 控

この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、
エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。
内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

エステティックサービス概要書面

1、エステティックサービスメニューについて
コース名・時間・料金等の詳しい内容は当サロンのコース案内パンフレットをご覧ください。

2、ご希望の役務内容と概算額
２０　　年　　月　　日　　お名前

①〈 入 会 〉

入会期間	入会金
２０　年　月　日 ～ ２０　年　月　日	¥

②〈 役務の内容 〉

コース名	時間(分)	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
合　計					¥

〈 役務提供期間 〉２０　　年　　月　　日 ～ ２０　　年　　月　　日
役務提供期間は双方の合意により延長できるものとします。期間延長は、役務提供期間満了日の３０日前までにお客様よりお申し出ください。

③〈 関連商品 〉 コースを受けるにあたり必要となる商品

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥
				¥
				¥
				¥
合　計				¥

お支払総合計金額　① ＋ ② ＋ ③	¥

3、お支払い方法及びお支払時期

お支払方法	お支払時期	金額（分割払手数料含む）
現金持参・デビットカード 現金振込・クレジットカード１回払い	２０　年　月　日 ２０　年　月　日	¥ ¥
クレジットカード 支払回数　回	クレジット会社名 年　月より毎月　日引落	初回・最終回 ¥ 通常各回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数　回		

割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧下さい。

会社名	株式会社 JEO
代表者氏名	福士 政広　印
所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15US ビル 5F
電話番号	03-3230-8002

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 指定概要書面 2014.03

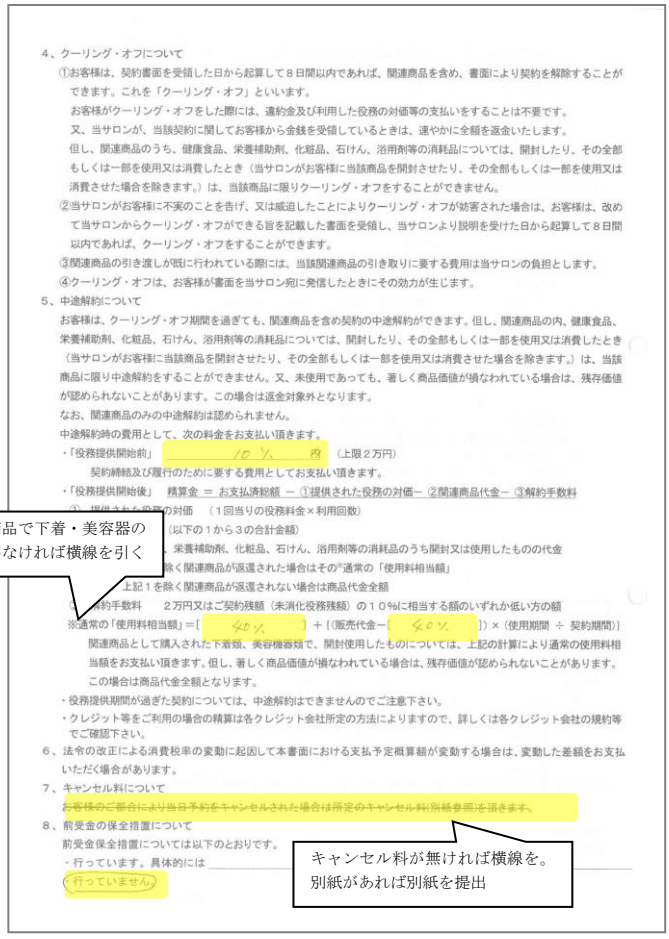

4、クーリング・オフについて
①お客様は、契約書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ」といいます。
お客様がクーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。
又、当サロンが、当該契約に関してお客様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。
但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
②当サロンがお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、お客様は、改めて当サロンからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当サロンより説明を受けた日から起算して８日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
③関連商品の引き渡しが既に行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は当サロンの負担とします。
④クーリング・オフは、お客様が書面を当サロン宛に発信したときにその効力が生じます。

5、中途解約について
お客様は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
なお、関連商品のみの中途解約は認められません。
中途解約時の費用として、次の料金をお支払い頂きます。
・「役務提供開始前」　10％　円（上限２万円）
契約締結及び履行のために要する費用としてお支払い頂きます。
・「役務提供開始後」　精算金 ＝ お支払済総額 － ①提供された役務の対価－ ②関連商品代金－ ③解約手数料
①　提供された役務の対価　（１回当りの役務料金×利用回数）
（以下の１から３の合計金額）
栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品のうち開封又は使用したものの代金
除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
上記１を除く関連商品が返還されない場合は商品代金全額
解約手数料　２万円又は ご契約残額（未消化役務残額）の１０％に相当する額のいずれか低い方の額
※通常の「使用料相当額」＝[　％　]＋[（販売代金－　％　）]×（使用期間 ÷ 契約期間）
関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。
この場合は商品代金全額となります。
・役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意下さい。
・クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
6、法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いただく場合があります。
7、キャンセル料について
お客様のご都合により当日予約をキャンセルされた場合は所定のキャンセル料(別紙参照)を頂きます。
8、前受金の保全措置について
前受金保全措置については以下のとおりです。
・行っています。具体的には
（行っていません）

関連商品で下着・美容器の販売がなければ横線を引く

キャンセル料が無ければ横線を。
別紙があれば別紙を提出

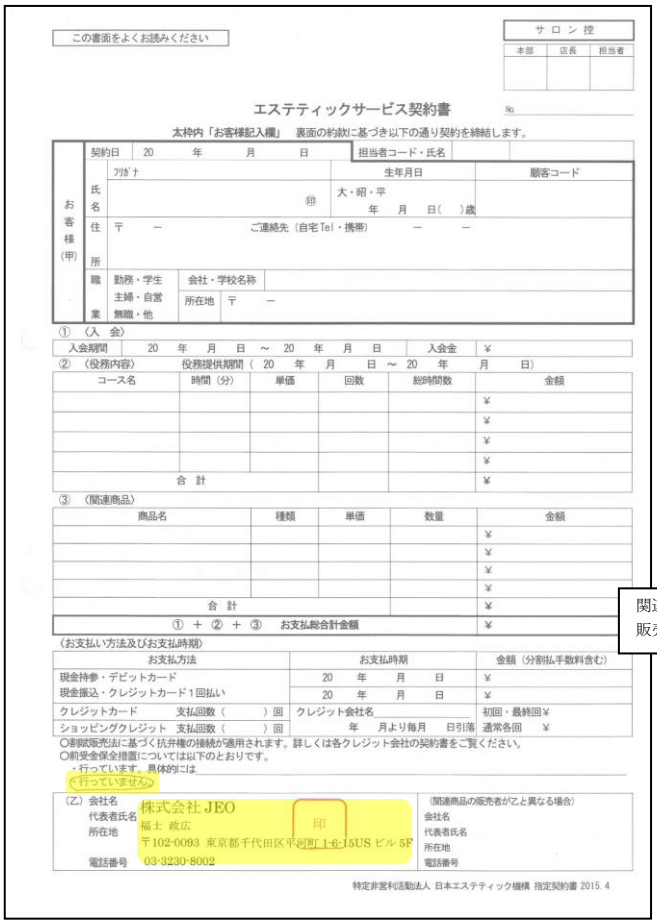

この書面をよくお読みください　　サ ロ ン 控

本部	店長	担当者

エステティックサービス契約書

No.

太枠内「お客様記入欄」　裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様（甲）	契約日　20　年　月　日	担当者コード・氏名	
	フリガナ	生年月日	顧客コード
	氏名　印	大・昭・平　年　月　日（　）歳	
	住所　〒　－　ご連絡先（自宅Tel・携帯）　－　－		
	職業　勤務・学生 / 主婦・自営 / 無職・他　会社・学校名称 / 所在地　〒　－		

①〈入　会〉

入会期間	20　年　月　日 ～ 20　年　月　日	入会金	¥

②〈役務内容〉　役務提供期間（ 20　年　月　日 ～ 20　年　月　日）

コース名	時間（分）	単価	回数	総時間数	金額
					¥
					¥
					¥
					¥
合　計					¥

③〈関連商品〉

商品名	種類	単価	数量	金額
				¥
				¥
				¥
				¥
合　計				¥
①　＋　②　＋　③　お支払総合計金額				¥

〈お支払い方法及びお支払時期〉

お支払方法	お支払時期	金額（分割払手数料含む）
現金持参・デビットカード	20　年　月　日	¥
現金振込・クレジットカード１回払い	20　年　月　日	¥
クレジットカード　支払回数（　）回	クレジット会社名	初回・最終回¥
ショッピングクレジット　支払回数（　）回	年　月より毎月　日引落	通常各回　¥

○割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。
○前受金保全措置については以下のとおりです。
・行っています。具体的には
（行っていません）

（乙）会社名	株式会社 JEO	（関連商品の販売者が乙と異なる場合） 会社名
代表者氏名	福士 政広　印	代表者氏名
所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15US ビル 5F	所在地
電話番号	03-3230-8002	電話番号

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 指定契約書 2015.4

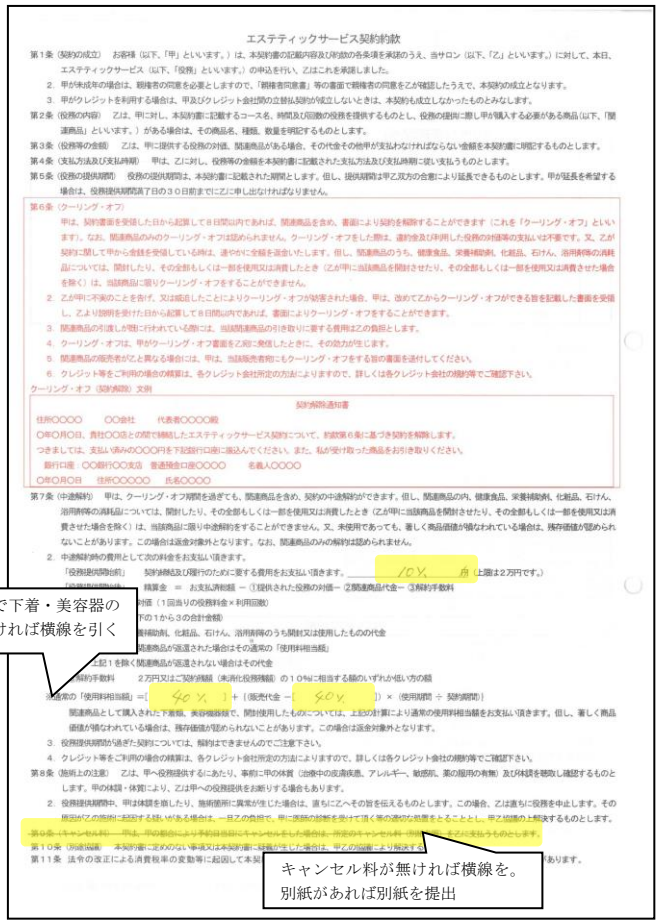

エステティックサービス契約約款

第１条（契約の成立）　お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾の上、当サロン（以下、「乙」といいます。）に対して、本日、エステティックサービス（以下、「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
２．甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
３．甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
第２条（役務の内容）　乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下、「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
第３条（役務等の金額）　乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
第４条（支払方法及び支払時期）　甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
第５条（役務の提供期間）　役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲乙双方の合意により延長できるものとします。甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の３０日前までに乙に申し出なければなりません。
第６条（クーリング・オフ）
甲は、契約書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
２．乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して８日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
３．関連商品の引渡しが既に行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
４．クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
５．関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
６．クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書

住所○○○○　○○会社　代表者○○○○殿
○年○月○日、貴社○○店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第６条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払い済みの○○○円を下記銀行口座に振込んでください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。
銀行口座　○○銀行○○支店　普通預金口座○○○○　名義人○○○○
○年○月○日　住所○○○○　氏名○○○○

第７条（中途解約）　甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみの中途解約は認められません。
２．中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。
「役務提供開始前」　契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。　10％　円（上限は２万円です。）
「役務提供開始後」　精算金 ＝ お支払済総額 － ①提供された役務の対価－ ②関連商品代金－ ③解約手数料
①　提供された役務の対価（１回当りの役務料金×利用回数）
（以下の１から３の合計金額）
栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品のうち開封又は使用したものの代金
除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
上記１を除く関連商品が返還されない場合はその代金
解約手数料　２万円又はご契約残額（未消化役務残額）の１０％に相当する額のいずれか低い方の額
※通常の「使用料相当額」＝[　％　]＋[（販売代金－　％　）]×（使用期間 ÷ 契約期間）
関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
３．役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意下さい。
４．クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
第８条（施術上の注意）　乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質（治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無）及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合もあります。
２．役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決するものとします。
第９条（キャンセル料）　甲は、甲の都合により予約日当日にキャンセルした場合は、所定のキャンセル料（別紙参照）を乙に支払うものとします。
第１０条（別途協議）　本契約書に定めのない事項又は本契約書に起因して生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。
第１１条　法令の改正による消費税率の変動等に起因して本契約書における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いただく場合があります。

関連商品で下着・美容器の販売がなければ横線を引く

キャンセル料が無ければ横線を。
別紙があれば別紙を提出

送付先　特定非営利活動法人　日本エステティック機構　申請受付係　〒102-0082　東京都千代田区一番町 25-2JCII ビル 5F

2018.10 改訂

②記入済み書面の約款面も含めてコピー提出例。赤色ワクの箇所は必ず記載してください。
（個人情報部分はマスキング済のもの）

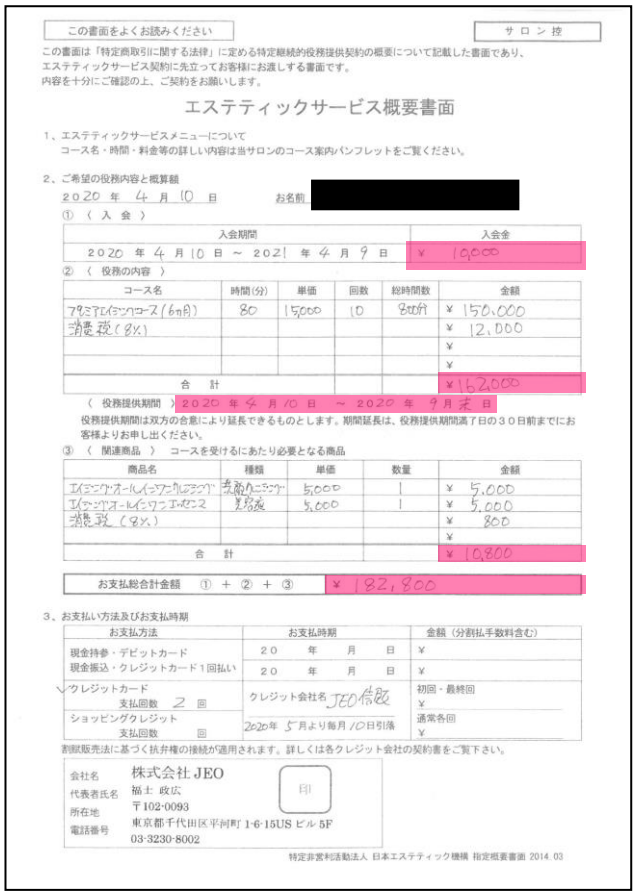

この書面をよくお読みください　　サロン控

この書面は「特定商取引に関する法律」に定める特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面であり、エステティックサービス契約に先立ってお客様にお渡しする書面です。
内容を十分にご確認の上、ご契約をお願いします。

エステティックサービス概要書面

1、エステティックサービスメニューについて
コース名・時間・料金等の詳しい内容は当サロンのコース案内パンフレットをご覧ください。

2、ご希望の役務内容と概算額
2020 年 4 月 10 日　お名前 [redacted]

①〈入会〉

入会期間	入会金
2020 年 4 月 10 日 ～ 2021 年 4 月 9 日	¥ 10,000

②〈役務の内容〉

コース名	時間(分)	単価	回数	総時間数	金額
フルエイジングコース(6ヵ月)	80	15,000	10	800分	¥ 150,000
満足度(8%)					¥ 12,000
					¥
					¥
合　計					¥ 162,000

〈役務提供期間〉2020 年 4 月 10 日 ～ 2020 年 9 月末 日
役務提供期間は双方の合意により延長できるものとします。期間延長は、役務提供期間満了日の３０日前までにお客様よりお申し出ください。

③〈関連商品〉コースを受けるにあたり必要となる商品

商品名	種類	単価	数量	金額
エイジングオールインワンクレンジング	洗顔クリーム	5,000	1	¥ 5,000
エイジングオールインワンエッセンス	美容液	5,000	1	¥ 5,000
満足度(8%)				¥ 800
				¥
合　計				¥ 10,800

お支払総合計金額　①＋②＋③　¥ 182,800

3、お支払い方法及びお支払時期

お支払方法	お支払時期	金額（分割払手数料含む）
現金持参・デビットカード	20　年　月　日	¥
現金振込・クレジットカード1回払い	20　年　月　日	¥
クレジットカード 支払回数 2 回	クレジット会社名 JEO信販	初回・最終回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数　回	2020年 5月より毎月 10日引落	通常各回 ¥

割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧下さい。

（Z）会社名　株式会社 JEO
代表者氏名　福士 政広　印
所在地　〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15US ビル 5F
電話番号　03-3230-8002

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 指定概要書面 2014.03

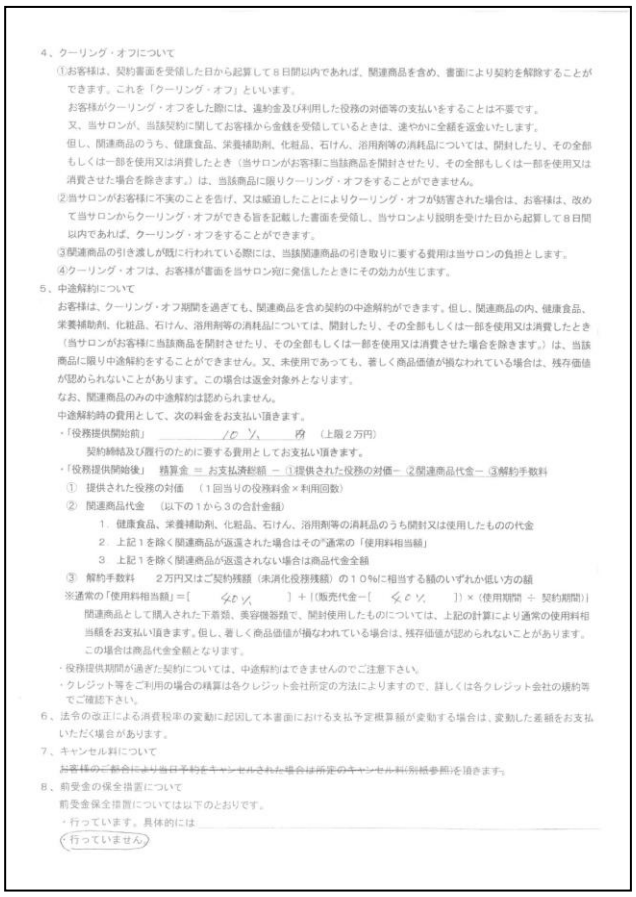

4、クーリング・オフについて
①お客様は、契約書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます。これを「クーリング・オフ」といいます。
お客様がクーリング・オフをした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。
又、当サロンが、当該契約に関してお客様から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。
但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
②当サロンがお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、お客様は、改めて当サロンからクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当サロンより説明を受けた日から起算して８日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
③関連商品の引き渡しが既に行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は当サロンの負担とします。
④クーリング・オフは、お客様が書面を当サロン宛に発信したときにその効力が生じます。

5、中途解約について
お客様は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（当サロンがお客様に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除きます。）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
なお、関連商品のみの中途解約は認められません。
中途解約時の費用として、次の料金をお支払い頂きます。
・「役務提供開始前」　10 %　円（上限２万円）
契約締結及び履行のために要する費用としてお支払い頂きます。
・「役務提供開始後」　精算金 ＝ お支払済総額 －①提供された役務の対価－②関連商品代金－③解約手数料
① 提供された役務の対価　（１回当りの役務料金×利用回数）
② 関連商品代金　（以下の１から３の合計金額）
1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品のうち開封又は使用したものの代金
2. 上記１を除く関連商品が返還された場合はその"通常の「使用料相当額」
3. 上記１を除く関連商品が返還されない場合は商品代金全額
③ 解約手数料　２万円又はご契約残額（未消化役務残額）の１０%に相当する額のいずれか低い方の額
※通常の「使用料相当額」＝[定価 %　]÷[販売代金－[定価 %　]]×（使用期間 ÷ 契約期間）]
関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。
この場合は商品代金全額となります。
・役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意下さい。
・クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
6、法令の改正による消費税率の変動に起因して本書面における支払予定概算額が変動する場合は、変動した差額をお支払いただく場合があります。
7、キャンセル料について
お客様のご都合により当日予約をキャンセルされた場合は所定のキャンセル料（別紙参照）を頂きます。
8、前受金の保全措置について
前受金保全措置については以下のとおりです。
・行っています。具体的には
（行っていません）

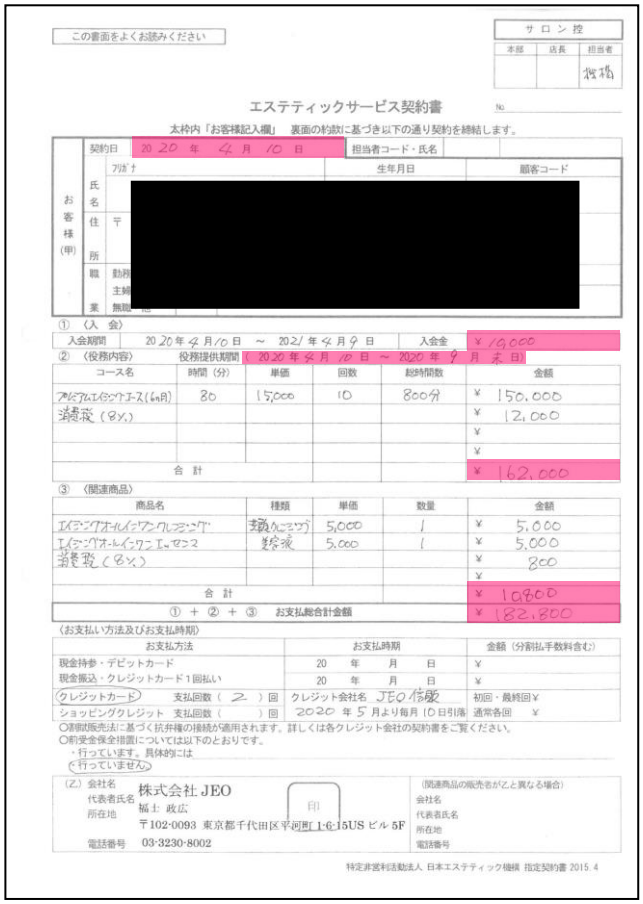

この書面をよくお読みください　　サロン控

本部	店長	担当者
		牧場

エステティックサービス契約書

No

太枠内「お客様記入欄」　裏面の約款に基づき以下の通り契約を締結します。

お客様（甲）
契約日　2020 年 4 月 10 日　担当者コード・氏名
フリガナ　生年月日　顧客コード
氏名　[redacted]
住所　〒
職業　勤務先　主婦　無職

①〈入会〉

入会期間	入会金
2020 年 4 月 10 日 ～ 2021 年 4 月 9 日	¥ 10,000

②〈役務内容〉　役務提供期間 2020 年 4 月 10 日 ～ 2020 年 9 月末 日

コース名	時間（分）	単価	回数	総時間数	金額
フルエイジングコース(6ヵ月)	80	15,000	10	800分	¥ 150,000
満足度(8%)					¥ 12,000
					¥
					¥
合　計					¥ 162,000

③〈関連商品〉

商品名	種類	単価	数量	金額
エイジングオールインワンクレンジング	洗顔クリーム	5,000	1	¥ 5,000
エイジングオールインワンエッセンス	美容液	5,000	1	¥ 5,000
満足度(8%)				¥ 800
				¥
合　計				¥ 10,800
①＋②＋③　お支払総合計金額				¥ 182,800

〈お支払い方法及びお支払時期〉

お支払方法	お支払時期	金額（分割払手数料含む）
現金持参・デビットカード	20　年　月　日	¥
現金振込・クレジットカード1回払い	20　年　月　日	¥
クレジットカード 支払回数（ 2 ）回	クレジット会社名 JEO信販	初回・最終回 ¥
ショッピングクレジット 支払回数（　）回	2020 年 5 月より毎月 10日引落	通常各回 ¥

○割賦販売法に基づく抗弁権の接続が適用されます。詳しくは各クレジット会社の契約書をご覧ください。
○前受金保全措置については以下のとおりです。
・行っています。具体的には
（行っていません）

（Z）会社名　株式会社 JEO
代表者氏名　福士 政広　印
所在地　〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-15US ビル 5F
電話番号　03-3230-8002

（関連商品の販売者が乙と異なる場合）
会社名
代表者氏名
所在地
電話番号

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 指定契約書 2015.4

エステティックサービス契約約款

第１条（契約の成立）　お客様（以下、「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾の上、当サロン（以下、「乙」といいます。）に対して、本日、エステティックサービス（以下、「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
2　甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
3　甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
第２条（役務の内容）　乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下、「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
第３条（役務等の金額）　乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
第４条（支払方法及び支払時期）　甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
第５条（役務の提供期間）　役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲と乙双方の合意により延長できるものとします。甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の３０日前までに乙に申し出なければなりません。
第６条（クーリング・オフ）
甲は、契約書面を受領した日から起算して８日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます（これを「クーリング・オフ」といいます。）。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
2　乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して８日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
3　関連商品の引渡しが既に行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
4　クーリング・オフは、甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
5　関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛にもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
6　クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書
住所○○○○　○○会社　代表者○○○○殿
○年○月○日、貴社と○○店との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第６条に基づき契約を解除します。
つきましては、支払い済みの○○○円を下記銀行口座に振込みてください。また、私が受け取った商品をお引き取りください。
銀行口座　○○銀行○○支店　普通預金口座○○○○　名義人○○○○
○年○月○日　住所○○○○○　氏名○○○○

第７条（中途解約）　甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみの解約は認められません。
2　中途解約時の費用として次の料金をお支払い頂きます。
「役務提供開始前」　契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。　/0 %　円（上限は２万円です。）
「役務提供開始後」　精算金 ＝ お支払済総額 －①提供された役務の対価－②関連商品代金－③解約手数料
①提供された役務の対価（１回当りの役務料金×利用回数）
②関連商品代金（以下の１から３の合計金額）
1. 健康食品、栄養補助剤、化粧品、石けん、浴用剤等のうち開封又は使用したものの代金
2. 上記１を除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
3. 上記１を除く関連商品が返還されない場合はその代金
③解約手数料　２万円又はご契約残額（未消化役務残額）の１０%に相当する額のいずれか低い方の額
※通常の「使用料相当額」＝[定価 %　]÷[販売代金－[定価 %　]]×（使用期間 ÷ 契約期間）]
関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封使用したものについては、上記の計算により通常の使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
3　役務提供期間が過ぎた契約については、解約はできませんのでご注意下さい。
4　クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認下さい。
第８条（除外との注意）　乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質（治療中の皮膚疾患、アレルギー、敏感肌、薬の服用の有無）及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲への役務提供をお断りする場合もあります。
2　役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術提供に異常が生じた場合は、速やかに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲と協議の上解決するものとします。
第９条（キャンセル料）　甲は、甲の都合により当日予約をキャンセルした場合は、所定のキャンセル料（別紙参照）をお支払うものとします。
第１０条（別途協議）　本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。
第１１条　法令の改正による消費税率の変動等に起因して本契約における支払総額が変動した場合は、変動した差額をお支払いただく場合があります。

送付先　特定非営利活動法人　日本エステティック機構　申請受付係　〒102-0082　東京都千代田区一番町 25-2JCII ビル 5F
2018.10 改訂